

①日本

[illegible]

品目	農薬の有効成分 対応する日本名	農薬の有効成分 現地表記	基準値 変更後	基準値 変更前	備考 その他の変更点
かき	フェナリモル	フェナリモル	0.3	1	更新
かんきつ類	フェナリモル	フェナリモル		1.0 #	削除
かんしょ	フェナリモル	フェナリモル		0.02	削除
かんしょ	フルキサメタミド	フルキサメタミド	0.01	0.02	更新
たまねぎ	フェナリモル	フェナリモル		0.5	削除
たまねぎ	フルキサメタミド	フルキサメタミド	0.01	0.02	更新
トマト	フェナリモル	フェナリモル		0.5	削除
ながいも	フェナリモル	フェナリモル		0.02	削除
ぶどう	フェナリモル	フェナリモル	0.3	1	更新
メロン	アシノナピル	アシノナピル	0.3 #	0.3	修正
メロン	トリフロキシストロビン	トリフロキシストロビン	0.3 #	0.3	更新
メロン	フェナリモル	フェナリモル	0.3 #	1	更新
メロン	フェンピラザミン	フェンピラザミン	2 #	0.05	更新
メロン	フェンブコナゾール	フェンブコナゾール	0.2 #	0.2	修正
メロン	フルキサメタミド	フルキサメタミド	0.4 #	0.05	更新
メロン	フルフェノクスロン	フルフェノクスロン	0.4 #	0.4	修正
もも	シフルフェナミド	シフルフェナミド	2##	1##	修正
もも	ジベレリン	ジベレリン		0.2	削除
もも	トリフロキシストロビン	トリフロキシストロビン	5##	0.2	更新

もも	フェナリモル	フェナリモル	0.5##	1	更新
もも	フェンピラザミン	フェンピラザミン	5 ##	0.3	更新
もも	フェンブコナゾール	フェンブコナゾール	2 ##	2	修正
もも	フルキサメタミド	フルキサメタミド	0.3 ##	0.3	修正
もも	フロニカミド	フロニカミド	0.8 ##	2 ##	更新
もも	ペンチオピラド	ペンチオピラド	5 ##	4 ##	修正
りんご	ジベレリン	ジベレリン		0.2	削除
りんご	フェナリモル	フェナリモル	0.3	1	更新
温州みかん	アシノナビル	アシノナビル	2 #	0.1	更新
温州みかん	トリフロキシストロビン	トリフロキシストロビン	2 #	0.1	更新
温州みかん	トルフェンピラド	トルフェンピラド	3 #	3	修正
温州みかん	フェナリモル	フェナリモル		1	削除
温州みかん	フェンピラザミン	フェンピラザミン	2 #	0.1	更新
温州みかん	フェンブコナゾール	フェンブコナゾール	1 #	1	修正
温州みかん	フラザスルフロン	フラザスルフロン	0.1 #	0.1	修正
温州みかん	フルキサメタミド	フルキサメタミド	0.7 #	0.7	修正
温州みかん	フロニカミド	フロニカミド	2 #	1 #	修正
茶	フェナリモル	フェナリモル		0.05	削除

⑫フィリピン

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	農薬の有効成分 対応する日本名	農薬の有効成分 現地表記	基準値 変更後	基準値 変更前	備考 その他の変更点
かき	フェナリモル	FENARIMOL	0.3	1	更新
かんきつ類	フェナリモル	FENARIMOL		1.0 #	削除
かんしょ	フェナリモル	FENARIMOL		0.02	削除
かんしょ	フルキサメタミド	FLUXAMETAMIDE	0.01	0.02	更新
たまねぎ	フェナリモル	FENARIMOL		0.5	削除
たまねぎ	フルキサメタミド	FLUXAMETAMIDE	0.01	0.02	更新
トマト	フェナリモル	FENARIMOL		0.5	削除
ながいも	フェナリモル	FENARIMOL		0.02	削除
ぶどう	フェナリモル	FENARIMOL	0.3	1	更新
メロン	アシノナピル	ACYNONAPYR	0.3 #	0.3	修正
メロン	フェナリモル	FENARIMOL	0.3 #	1	更新
メロン	フェンピラザミン	FENPYRAZAMINE	2 #	0.05	更新
メロン	フルフェノクスロン	FLUFENOXURON	0.4 #	0.4	修正
メロン	フルキサメタミド	FLUXAMETAMIDE	0.4 #	0.05	更新
もも	シフルフェナミド	CYFLUFENAMID	2##	1##	修正
もも	フェナリモル	FENARIMOL	0.5 ##	1	更新
もも	フルキサメタミド	FLUXAMETAMIDE	0.3 ##	0.3	修正
もも	ジベレリン	GIBBERELLIN		0.2	削除
りんご	フェナリモル	FENARIMOL	0.3	1	更新
りんご	ジベレリン	GIBBERELLIN		0.2	削除
温州みかん	アシノナピル	ACYNONAPYR	2 #	0.1	更新
温州みかん	フェナリモル	FENARIMOL		1	削除
温州みかん	フェンピラザミン	FENPYRAZAMINE	2 #	0.1	更新
温州みかん	フラザスルフロン	FLAZASULFURON	0.1 #	0.1	修正
温州みかん	フロニカミド	FLONICAMID	2 #	1 #	修正
温州みかん	フルキサメタミド	FLUXAMETAMIDE	0.7 #	0.7	修正
茶	フェナリモル	FENARIMOL		0.05	削除

⑭米国

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	農薬の有効成分 対応する日本名	農薬の有効成分 現地表記	基準値 変更後	基準値 変更前	備考 その他の変更点
いちご	オキシデメトンメチル	S-(2-(Ethylsulfinyl)ethyl) O,O- dimethyl phosphorothioate	不検出	2	修正
いちご	クロルピリホス	Chlorpyrifos	0.2	不検出	更新
かんきつ類	オキシデメトンメチル	S-(2-(Ethylsulfinyl)ethyl) O,O- dimethyl phosphorothioate	不検出	1	修正
かんきつ類	クロルピリホス	Chlorpyrifos	1	不検出	更新
かんしょ	クロルピリホス	Chlorpyrifos	0.05	不検出	更新
たまねぎ	オキシデメトンメチル	S-(2-(Ethylsulfinyl)ethyl) O,O- dimethyl phosphorothioate	不検出	0.05	修正
たまねぎ	クロルピリホス	Chlorpyrifos	0.5	不検出	更新
なし	クロルピリホス	Chlorpyrifos	0.05	不検出	更新
メロン	オキシデメトンメチル	S-(2-(Ethylsulfinyl)ethyl) O,O- dimethyl phosphorothioate	不検出	0.2	修正
もも	ジクロベニル (DBN)	Dichlobenil	不検出	0.15	修正
もも	クロルピリホス	Chlorpyrifos	0.05	不検出	更新
りんご	クロルピリホス	Chlorpyrifos	0.01	不検出	更新
温州みかん	クロルピリホス	Chlorpyrifos	1	不検出	更新

⑩オーストラリア

基準値変更・追加・削除および規制の変更					
品目	農薬の有効成分 対応する日本名	農薬の有効成分 現地表記	基準値 変更後	基準値 変更前	備考 その他の変更点
いちご	シクラニリプロール	Cyclaniliprole	0.4	0.02	修正
いちご	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
かき	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
かんきつ類	ベノミル	Carbendazim	Citron, Lemon, Lime, Mandarins, Mineola, Tangors : 0.7 Grapefruit, Oranges, Shaddock (pomelo), Tangelo [except mineola] : 0.2	Citron, Lemon, Lime, Mandarins, Tangors: 0.7 Grapefruit, Oranges, Shaddock (pomelo), Tangelo [except mineola]: 0.2	修正
かんしょ	フルオピラム	Fluopyram	0.2※2	0.2	修正
かんしょ	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
コメ	フェンチン	FENTIN	不検出	[米] 0.1※1	修正
たまねぎ	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
トマト	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
ながいも	フルオピラム	Fluopyram	0.2※2	0.2	修正
ながいも	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
なし	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
ぶどう	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
メロン	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
もも	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正
茶	リン化水素	Phosphine	0.01※1	不検出	修正

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方及びFAQ

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

- Q 1. 日本において、この表にない農薬成分と農作物の組み合わせについては、どのような基準値が設定されていますか？
- Q 2. 日本の「その他のかんきつ類」は何を指しているのか？
- Q 3. 香港の☆「食物環境衛生署署長によるリスク評価」とはどういう意味か？
- Q 4. ベトナムの「輸入を認めない」とはどういう意味か？
- Q 5. 中国、インドネシア及びロシアの「基準値なし」とはどういう意味か？
- Q 6. 台湾の「柑桔」と「柑桔類」の違いは何か？
- Q 7. 各国・地域の当局HPで基準値を確認したところ、複数の農薬成分が一括りになっているものと、個別の農薬成分ごとに記載されているものがあるが、何か違うのか？
- Q 8. 各国・地域の当局HPで最新の基準値を確認したところ、農水省HPの品目別、国・地域等別の残留農薬基準値と一部異なる数値であったが、どちらが正しいのか？
- Q 9. 最新の基準値や農水省HPに公表されている15品目以外の農産物について知りたいがどうすれば良いか？
- Q 10. 輸出先国の残留農薬の規制に対応した防除体系や栽培方法について、参考となるものはないか？

品目別、国・地域等別の残留農薬基準値表の見方について

農薬の使用方法や残留農薬基準値は、それぞれの国が、農産物の栽培実態や病害虫の種類などの特性を踏まえ、科学的根拠に基づく審査によって定めています。したがって、同じ農薬成分であっても使用方法などが異なる国においては、日本と残留農薬基準値が異なる場合があります。

この表は我が国で広く生産されている15品目（コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ）について、輸出先国等（Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦）における残留農薬基準値の有無、設定がある場合にはその残留農薬基準値を調査することで、輸出の参考とさせていただくために作成しました。

本表において、

- (1) 輸出先国に残留農薬基準値がある場合には、その基準値
- (2) 輸出先国に残留農薬基準値がない場合には、
 - (ア) 一律の残留農薬基準値（0.01 mg/kgなど）
 - (イ) 「不検出」（検出限界未満）
 - (ウ) 「基準値なし」（ネガティブリスト制度で基準値が設定されていない。原則使用可能。）
 - (エ) 「対象外」（ポジティブリスト制度で規制の対象外。原則使用可能）のいずれかの表記となっています。

「登録の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、「適用の有無」は日本における当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

我が国における農薬の安全性などの情報については、下記URLをご参照ください。

（農薬コーナー）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

（農薬に関するよくある質問）

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>

○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

※これらの調査対象国・地域等については、残留農薬基準値の関連法規を入手する方法やWEBサイト等も紹介しています。

○ **調査対象農薬成分**

調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

○ **基準値の調査頻度**

令和5年5月1日から令和6年3月1日まで毎月1日に合わせて調査を実施し、毎月更新します。前月1日時点からの更新があった農薬成分は「前月比較での更新情報」を参照ください。

※基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認してください。

②

③

1

「登録の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無、
「適用の有無」は当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無を示しています。
ありの場合「○」、なしの場合「×」としており、登録がありかつ適用がある農薬成分の場合、水色で表示しています。

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 ^{※1} (mg/kg)	CODEXの基準値 ^{※2} (mg/kg)	香港の基準値 ^{※3} (mg/kg)	台湾の基準値 ^{※4} (mg/kg)	韓国の基準値 ^{※5} (mg/kg)
2,4-D	2,4-D	○	○	0.1	[粉]0.1	[初]0.5 [玄]0.1 [精]0.1	[米類]0.1	[米]0.05
2,4-DB	2,4-DB	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01
4-CPA	4-クロロフェノキシ酢酸	○	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01
PHQ	PHQ	×	×	0.2	—	[☆]	不検出	0.01
DEEDQ	DEEDQ	○	×	0.5	—	[☆]	不検出	0.01
DDT	DDT	×	×	0.2	[穀]0.1	[穀]0.1	不検出	[穀]0.1 ※2
EPN	EPN	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01
EPTQ	EPTQ	×	×	0.1	—	[☆]	不検出	0.01
MCPA	MCPA	○	○	0.1	—	[☆]	不検出	[米]0.05
MCPB	MCPB	○	○	0.1	—	[☆]	[米類]0.1	[米]0.05 ※2
LINDANE	γ-BHC	×	×	0.3	—	[☆]	不検出	0.01
IMAZALIL	イマザリル	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	[米]0.05 ※2
IMAZETHAPYR AMMONIUM	イマゼタピルアンモニウム塩	×	×	0.2	[米]0.1	—	不検出	[米]0.05 ※2
IMAZOSULFURON	イマズスルフロン	○	○	0.1	—	[初]0.02	[米類]0.5	[米]0.1
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	1	[穀]0.05	[穀]0.05	[米類]0.2	[米]0.2
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	0.03	—	[☆]	[米類]0.05	[米]0.05
INDANOFAN	インダンファン	○	○	0.05	—	[☆]	不検出	[米]0.1
IMAZEBUPYRAM	イミズピルキサム	○	○	0.01	—	[☆]	不検出	0.01

各国に残留農薬基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用されます。
※ 例えば、農薬残留基準値が設定されていない物質で、Codexで基準値が設定されているものは、その基準値が適用され、Codex基準値にも設定されていないものは、不検出としている国もあります。

2

●登録の有無:当該成分を有効成分とする農薬の登録の有無 ●適用の有無:当該成分を有効成分とする農薬の当該作物への適用の有無 なお登録ありかつ適用ありの場合 色で表示。 ●各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用される。 この表では、上記のルールに従い各基準値を適用済み。 「基準値なし」及び「対象外」の場合は原則使用可能。 ●基準値に付された記号について ※1:検出限界値 ※2:暫定基準値 色のセルは、有機農産物の日本農林規格において使用可能な有効成分を表す。	規定形式	ポジティブリスト	—	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ポジティブリスト	ネガティブリスト
	優先順位1	—	基準値なし	[☆]:食物環境衛生審議会によるリスク評価	不検出	一律基準値 (0.01 ppm)	基準値なし
	優先順位2	—	—	—	—	—	—
	優先順位3	—	—	—	—	—	—
	基準値取得日	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1	2021/9/1
●基準値に付された記号について ※1:検出限界値 ※2:暫定基準値 色のセルは、有機農産物の日本農林規格において使用可能な有効成分を表す。	関連法規等	食品衛生法第11条第1項に基づく「食品、添加物等の規格基準」 A食品一般の成分規格	INTERNATIONAL FOOD STANDARD CAC/MPL 2-2017	公衆衛生及び市 政条例 食物内除害剤 残留規格 (第132CM章)	食品安全衛生管理法 中華民国107年9月12日衛生福利部衛生 授食字第 1071302309号令 修正發布第3条附表一及び第6条附表五	食品衛生法 食品医薬品安全 告示 第2017-102号	中華人民共和国 食品安全法 食品中最大 残留限量 (GB 2763-2019)

3

各国の残留農薬基準値の関連法規は、残留農薬基準値を設定する上での品目名や検体が日本と異なるため、関連法規を直接確認する際はこちらを参考にしてください。

各国資料等で検索する場合の品目名	米(玄米)	[米]: GC 0649 - Rice [穀]: GC 0080 - Cereal grains	[初]: 稻穀 [玄]: 糙米 [精]: 精米 [穀]: 穀類	[米]: 米 [米類]: 米類	[米]: 〇 (コメ) [穀]: 〇 (穀類)	[初]: 稻谷 [米]: 大米(米) [玄]: 糙米 [穀]: 谷物
検体	玄米	Whole commodity Rice, bran; rice, husked; rice, polished; Whole commodity as prepared for wholesale or retail distribution. Rice bran, processed	Whole commodity	the forms on market.	脱穀したもの	whole grain

Q1: 日本において、この表にない農薬成分と農作物の組み合わせについては、どのような基準値が設定されていますか？

A1: 日本で登録済みの農薬で、残留基準値が定められていない農作物については、この表には含まれていません。

この場合、食品衛生法に基づく公示で残留基準値は0.01ppmと定められています。

ただし、ジベレリンで残留基準値が定められていない農産物については、「食品、添加物等の規格基準告示」第1食品の部、A食品一般の成分規格の第8項に規定する「自然に食品に含まれる物質と同一であるとき」に該当するため、同8項に規定する「当該食品において当該物質が含まれる量は、当該食品に当該物質が通常含まれる量を超えてはならない」が適用され、その他の農薬成分の一律基準値0.01ppmとは異なります。

なお、厚生労働省が行った調査により、多くの農産物は天然由来のジベレリンを0.3ppm以下程度含有することが示唆されたため、残留基準値が定められていない農産物については、食品中のジベレリンの残留濃度が0.3ppmを超えた場合以外は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導の対象とはなりません。

また、全ての農産物における天然由来のジベレリン濃度については把握していないため、0.3ppmを超えた場合においても、文献等により当該農産物における天然由来のジベレリン濃度が残留濃度より高いことが確認できた場合は、食品衛生法に基づく行政処分又は行政指導の対象とはなりません。

Q2: 日本の「その他のかんきつ類」は何を指しているのか？

A2: 日本の「その他のかんきつ類」の基準値は「みかん」「オレンジ」「グレープフルーツ」「なつみかん」「ライム」「レモン」以外のかんきつ類の基準値を示しています。

Q3: 香港の☆「食物環境衛生署署長によるリスク評価」とはどういう意味か？

A3: 香港の「Pesticide Residues in Food Regulation (以下「規則」という。)」の別表において、食品及び農薬の組み合わせで残留農薬基準が規定されていない場合、残留農薬基準値表で「☆」と表示しています。

この場合、食物環境衛生署署長が現地の食品消費パターン等を考慮してリスク評価を行い、当該食品の消費が健康に危険もしくは悪影響を与えないと判断された場合に輸入が許可されると規定されています(規則4(1))

(f) 及び「Pesticide Residues in Food Regulation(Cap.132CM) User Guidelines (以下「ガイドライン」という。)」Chapter1.6)。また、当該リスク評価に要する時間は事例ごとに異なるとされています(ガイドラインChapter4 3)。

(参考)

○Pesticide Residues in Food Regulation

https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap132CM!en@2015-01-29T00:00:00?INDEX_CS=N

○Pesticide Residues in Food Regulation User Guidelines

http://www.cfs.gov.hk/english/whatsnew/whatsnew_fstr/files/Pesticide_Residues_in_Food_Guidelines_e.pdf

Q4: ベトナムの「輸入を認めない」とはどういう意味か？

A4: ベトナム保健省が定めている残留農薬基準値に係る通達で規定されていない品目・農薬有効成分の組み合わせであり、ベトナム保健省にどのような扱いとなるかを照会したところ「輸入を認めない」との回答であったためこのように記載しています。

Q5: 中国、インドネシア及びロシアの「基準値なし」とはどういう意味か？

A5: 当該国の残留農薬規制上、記載の品目・農薬有効成分については残留基準値がなく規制対象となっていないという意味です。

Q6: 台湾の「柑桔」と「柑桔類」の違いは何か？

A6: 台湾の関係法規である「附表五 農薬残留容許量標準表中農作物類農産品之分類表(※)」にて、柑桔類は「柑桔、檸檬(含萊姆)(レモン(ライムを含む))、柚子(文旦・サボン)、葡萄柚(グレープフルーツ)等。」と記載されています。「柑桔」は、みかん、ポンカン、金柑、オレンジ、デコポンが該当します。調査品目の「かんきつ類」は「柑桔類」を、「温州みかん」は「柑桔」を参照しています。「柑桔」に該当するみかん、ポンカン、金柑、オレンジ、デコポンは「かんきつ類」ではなく「温州みかん」を参照ください。

なお、台湾の場合、「柑桔類」の英訳は「Citrus」、「柑桔」の英訳は「Citrus fruit」となっています。

(※「附表五 農薬残留容許量標準表中農作物類農産品之分類表」は、ページ内に掲載している「各国・地域等のMRL確認ウェブサイト等」及び「各国・地域の関連法規の入手方法」を参考に台湾の情報をお調べください。)

Q7: 各国・地域の当局HPで基準値を確認したところ、複数の農薬成分が一括りになっているものと、個別の農薬成分ごとに記載されているものがあるが、何か違うのか？

A7: 日本において残留農薬基準値の設定があり、かつ当該品目に対し適用がある農薬成分(※)について、調査対象国・地域等の基準値を調査して、一覧表にまとめております。日本の残留農薬基準値は、複数の農薬成分が一括りになっているものや個別の農薬成分で記載されているものがあります。日本で、複数の農薬成分が一括りになっており、各国・地域等では別々に設定されている場合もあります。この場合は、複数の農薬成分のうち、各品目において、各国・地域等で一般的に規制されている(各国・地域等で対象品目において基準値が設定されていることが多い)農薬成分の基準値を記載しています。

残留農薬基準値を確認する際は、まずは確認したい国・地域等での個別の農薬成分について基準値を探します。個別の農薬成分がない場合は、複数の農薬成分が一括りになっている基準値をご確認ください。

※10月以降の基準日の調査での対応。9月までの基準日の調査においては、我が国で残留農薬基準値が設定されており、かつ我が国で農薬登録されている農薬成分のみを対象として調査。

(例)

「カルベンダジム, チオファネート, チオファネートメチル及びベノミル」の場合、調査対象の国・地域等で「カルベンダジム」が一般的に規制されている(各国・地域で対象品目において基準値が設定されていることが多い)ので、「カルベンダジム」の基準値を記載しています。

「ジクロルボス及びナレド」の場合、多くの調査対象の国・地域等では、「ジクロルボス」の対象品目における残留農薬基準値が設定されていますが、台湾、カナダ、米国においては対象品目について、「ジクロルボス」では基準値の設定はなく、「ナレド」で対象品目における残留農薬基準値が設定されていたため、「ナレド」の基準値を記載しています。

(なお、マレーシアは「ジクロルボス」と「ナレド」いずれも残留農薬基準値が個別に設定されてないため、マレーシアで定められた優先順位(マレーシアの場合、対象品目について当該成分の基準値が設定されていない場合は、Codex基準値を採用することとなっていて、Codex基準でも設定されていない場合は、一律基準(0.01 ppm)を採用することとなっている)に従い、基準値を記載しております。)

Q8: 各国・地域の当局HPで最新の基準値を確認したところ、農水省HPの品目別、国・地域等別の残留農薬基準値と一部異なる数値であったが、どちらが正しいのか？

A8: 農水省のHPに掲載している品目別、国・地域等別の残留農薬基準値は、各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、ページ下部にある「基準値取得日」時点での数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国・地域の関係法規をご確認ください。

Q9: 最新の基準値や農水省HPに公表されている15品目以外の農産物について知りたいがどうすれば良いか？

A9: 15品目以外の農産物については、当省webページ上にある「各国・地域等のMRL確認Webサイト等」及び「各国・地域の関連法規の入手方法」を参考に輸出先国・地域の当局情報をお調べください。

○諸外国における残留農薬基準値に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

また、以下のサイトもご参考いただけます(最終的には輸出先国・地域の当局情報をご確認ください)。

*世界のMRL検索参考Webサイト(海外当局関係)

○ニュージーランド 第一次産業省

<https://www.mpi.govt.nz/growing-and-harvesting/plant-products/pesticide-maximum-residue-levels-mrls-for-plant-based-foods/>

○GLOBAL MRL DATABASE (米国 USDA が紹介) (米国分のみ無料)

<https://www.fas.usda.gov/maximum-residue-limits-mrl-database>

Q10: 輸出先国の残留農薬の規制に対応した防除体系や栽培方法について、参考となるものはないか？

A10: 農林水産省では、輸出先国の植物検疫や残留農薬基準などの規制に対応した防除体系や栽培方法の確立に向けた取組への支援を行っています。以下のリンクをご覧ください。

○輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業

<http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援事業では、農産物の輸出の実現を目指す産地等のご要望に応じ、産地が抱える課題の解決に向け、植物検疫や残留農薬等の専門家を現地に派遣しています。

○輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害マニュアル（H26～H28）

https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/export/export_manual.html

農水省では、輸出相手国での残留農薬基準値が設定されていない農薬等の使用を低減する新たな防除体系を確立し、マニュアル等を作成する取組への支援を行いました。

本事業は、既に終了していますが、産地で新たな輸出に取り組む場合に、輸出相手国の残留農薬基準値に対応した防除体系を検討する場合の事例として参照ください。